



うきうき 活力と魅力あふれる まちづくり



豊かで活力あふれるまち になると

- (1) 産業
 - ①商工業・金融・港湾
 - ②雇用環境・勤労者
- (2) 農林水産業
 - ①農業
 - ②畜産業
 - ③林業
 - ④水産業
 - ⑤公設地方卸売市場



伝えたい 魅力あふれるまち になると

- (1) 観光
- (2) 国際・国内交流
- (3) 文化財

(1)産業(①商工業・金融・港湾)

01 産業の振興と経営基盤の充実強化

～地域の商工業が活力を生み出すまち～

現況と課題

- 1 工業の現況は、平成21年(2009年)工業統計調査によると、4人以上の事業所では、事業所数134か所、従業者数4,853人、製造品出荷額等1,306億5,974万円と平成16年(2004年)に比べ、減少しています。
- 2 近年、LEDの先端的な技術や高度な知識によって、全国的に注目される企業が誕生・立地し、活発な研究開発と生産活動を展開しています。また、本市の主要産業である製塩業や医薬品、化学薬品、工業薬品製造業の化学工業を中心に、関連企業の集積も進んでいますが、地場企業の多くが経営体質の弱い零細・小規模な事業所であり、経営基盤の強化が課題です。
- 3 「鳴門複合産業団地」には16社が進出し、全区画分譲に至りましたが、平成23年(2011年)10月現在、市営産業団地「なるとソフトノミックスパーク」は10区画に7社が進出しており、全区画立地に向けて、県内外の優良企業の誘致を行い、関連の事業所への波及効果と市民の働く場の創出に努める必要があります。少子高齢化の進展にともない、地域内での需要の高まりが見込まれる医療・介護・健康関連産業をはじめ環境・エネルギー関連産業などの成長分野や本市の強みを活かせる観光・農水産分野等の企業を地域内に育成ならびに集積することで持続可能な地域経済の発展をめざす必要があります。
- 4 商業の現況は、平成19年(2007年)商業統計調査によると、卸小売業では、商店数796店、従業者数4,242人、商品販売額774億1,760万円と平成16年(2004年)に比べ、減少しています。飲食店でも、平成18年(2006年)事業所統計調査によると、商店数337店、従業者数1,378人と平成16年(2004年)に比べ、減少しています。
- 5 近年、本市や周辺市町においても、郊外型の大規模・中規模小売店舗や飲食店、複合商業施設が増加し、自家用自動車中心の商業核が形成されるなど、社会構造や消費行動が変化しており、中心商店街では、利用者の低迷が続くなど、空店舗も目立ち、空洞化が問題となっています。今後は、地元商店街や商工会議所等と商店街の活性化に向けた意思統一を図り、気運を盛り上げる協力体制を構築するとともに、空店舗の有効活用の促進や商店街の活性化を推進できる人材の育成が重要です。
- 6 本市は、豊かな自然や歴史・文化と農水産品に恵まれた観光都市であることから、宿泊業や飲食サービス業をはじめとする観光関連産業の育成・充実とともに、観光関連事業者と農水産品の生産者等との連携による取り組みも重要となっています。
- 7 地場産品については、なると金時や鳴門わかめをはじめとするブランド農水産品やそれらを活用した加工品、伝統的な塩、足袋のほか国の伝統的工芸品の指定を受けた大谷焼などの販路拡大に向けて、PRやキャンペーンに取り組んでいます。今後も、ブランド力強化に向けたPRに努めるとともに、本市の豊かな農水産品と製造業分野における高い生産



技術や観光都市としてのおもてなしサービス等が互いに活かせる「農商工連携」の推進による地域経済の活性化が重要です。

- 8 近年、地域におけるさまざまな課題の解決を、地域住民自らが主体となり、地域資源を活かしながら、ビジネスの手法で取り組んでいくコミュニティビジネス*が注目されています。コミュニティビジネスの推進気運を高め、創業に向けたサポートを行うことで、地域に新たな起業や就業機会を導き出し、新産業の創出や地域経済の活性化を図る必要があります。
- 9 市内中小企業の運転資金・設備資金などの資金繰りの需要に対しては、市内金融機関と連携して、経営基盤パワーアップ資金等の本市独自の融資制度を設けていますが、より利用しやすい制度内容と迅速な対応が求められています。
- 10 港湾は、県が管理する折野港・亀浦港・撫養港・粟津港の4港があり、海運流通基地として重要な役割を担っています。さらに港湾機能の向上が図られ、利便性が得られるよう、地元利用者からの意見・要望を管理者に働きかけていく必要があります。

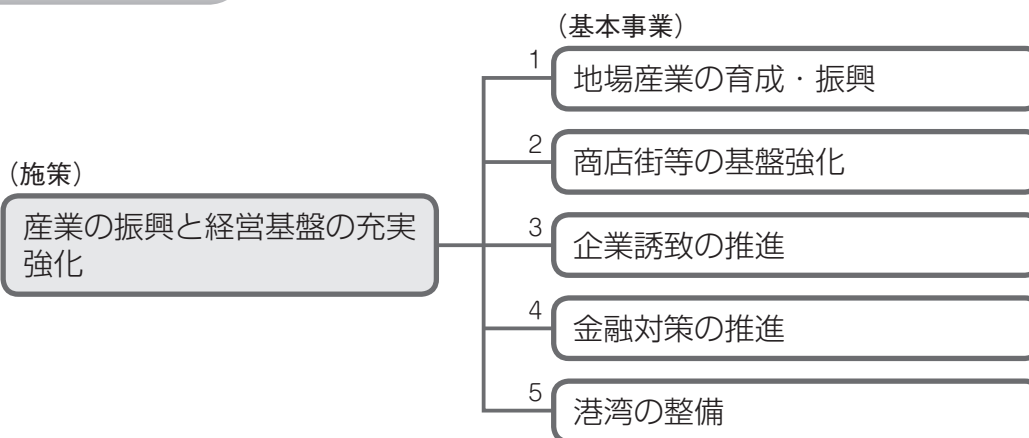
基本方針

地場企業の経営安定・経営基盤強化のため、専門的な知識・技術をもった人材等を活用したサポート制度の充実に努めるとともに、事業資金の円滑な供給を推進するなど地場企業の経営支援を行います。また、豊かな農水産品や大谷焼をはじめとする伝統的な産業製品ならびに製造業分野における高い生産技術などを全国的にPRするとともに、農水産業や製造業、観光関連産業等の相互連携を支援し、さらなる地域ブランドの推進と販路拡大を図り、地場産業の育成と振興に努めます。

さらに、県内外の優良企業の誘致を推進するとともに、地域課題の解決を地域資源を活用して取り組むコミュニティビジネスを推進し、地域の強みや特性を生かした産業集積と地域経済の発展をめざします。

地域産業の振興や海上交通の利便性の向上、港湾における自然環境の保全を図るため、港湾機能の充実と自然環境に配慮した港湾施設整備を促進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 地場産業の育成・振興

(1)地場企業の経営安定・基盤強化

- ①地場企業の経営・技術・販売等の高度化を図るため、企業退職者や有資格者など専門的な知識や技術、ノウハウを持った人材を登録・派遣する「ビジネスサポーター制度」などのサポート制度を充実するとともに、公的試験研究機関などの積極的活用を事業主に働きかけます。
- ②産業構造の変化に柔軟に対応できる人材の確保・育成を推進するため、関係機関と連携し、求職者と求人企業のマッチングや研修機会の拡充に努めます。
- ③市内での新規創業や地場企業の事業拡張・新事業創出等にも商工会議所や商工会等の関係機関と連携して、支援に努めます。
- ④地場企業の海外展開に向け、関係機関と連携し、情報提供等に努めます。
- ⑤産業分野ごとの課題やその解決策について話し合う「産業版出前市長室」を開催するなど、行政と事業者との相互理解を深めながら、事業者からの意見をより実効性のある施策に反映します。

(2)コミュニティビジネスの推進

地域におけるさまざまな課題の解決を、地域住民自らが主体となり、地域資源を活かしながら、ビジネスの手法で取り組んでいくコミュニティビジネスを推進し、創業に向けたサポートを行うことで、地域に新たな起業や就業機会を創出し、地域経済の活性化を図ります。

(3)地場製品のブランド化の推進と販路拡大

- ①地場製品の特性を生かしたさらなる地域ブランド化を図るため、県内外の物産展での紹介とあわせて観光キャンペーンと連携したPR活動を行い、販路拡大を図ります。
- ②中小企業者と農漁業者が互いに連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、「農商工連携」による新たな商品やサービスの開発に取り組みやすい環境づくりを関係機関とともに進め、国等の支援制度に関する情報提供に努めます。
- ③地場企業が農水産品や観光資源、伝統技術など地域資源を活用して、新たな商品やサービスの開発・市場化に取り組みやすい環境づくりを関係機関とともに進め、国等の支援制度に関する情報提供に努めます。
- ④関係機関と連携し、製造業・販売業等を対象とした、販売対策や食品表示等の適正化に関する啓発・研修を充実するなど、地場製品の安全・安心を図り、ブランド力の向上に努めます。

(4)伝統産業の保護・育成とPR

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき国の伝統的工芸品の指定を受けた大谷焼の技術・技法の保護に努めるとともに、大谷焼・足袋・塩・わかめ加工品等の本市が誇る伝統的な産業の製品を全国的にPRし、さらなるブランド化を促進します。

(5)市内の需要喚起及び消費の促進

商工会議所等と連携して、市内での需要喚起と消費行動を促進します。

2 商店街等の基盤強化

(1)商店街等の活性化

- ①商店街の活力を取り戻すため、商店街組織の自主性・主体性を尊重しながら、指導団体である商工会議所等と連携し、組織強化を進めていきます。若手事業者同士の交流や連携を促進し、後継者を養成するとともに、意欲のある事業者を発掘するため、関



係機関とともに各種研修や交流の機会拡充を図り、商店街の活性化を推進できる人材の育成に努めます。

- ②商工会議所等と連携し、商店街の空店舗に関する情報収集・調査を行い、起業希望者やコミュニティ活動を行う各種市民団体に向けた情報提供を行うなど、空店舗の有効活用を促進します。空店舗を活用したコミュニティビジネスによる起業やコミュニティ活動の拠点づくりをはじめ、商店街や空店舗で市民と観光客等が交流できるにぎわいイベントの開催を支援するなど、人と人とがふれあえる交流の場として、にぎわいのある魅力的な商店街づくりを促進します。

3 企業誘致の推進

(1)誘致活動の積極的展開

県との連携により、地域の立地条件や特性を積極的にPRし、問い合わせに対するきめ細やかな対応に努め、県内外の優良企業を「なるとソフトノミックスパーク」などへ誘致し、関連地場企業への波及効果と市民の働く場の確保に努めます。

(2)誘致企業との交流の促進

地場企業と誘致企業との交流・連携により、製品の相互活用、新事業の創出・商品開発など新たな分野への事業展開を促進します。

(3)企業立地優遇制度の充実

企業の投資意欲を喚起し、誘致促進を図るため、市独自の企業立地優遇制度の充実に努めるとともに、国等の制度に則した積極的な支援策を検討します。

(4)ベンチャー*企業の育成と新たな産業集積

関係機関等との連携により、環境・エネルギー関連分野などの先端技術等に関する研究施設や関連企業の起業促進や誘致に努め、新たな産業の集積に努めます。

4 金融対策の推進

(1)融資制度の活用

商工会議所・商工会と連携して、市内中小企業のための金融相談を実施するとともに、国等の融資制度の利用に際した迅速な橋渡しと本市独自の融資制度の充実に努め、資金繰りの需要に対応しながら、地場企業の経営安定を支援します。

5 港湾の整備

(1)港湾施設の整備

瀬戸内海の自然や歴史を生かした広域的な港湾ネットワーク形成をめざすとともに、港湾機能の整備充実、都市環境の改善を促進します。また、港湾などにおける秩序ある水域利用に努めるとともに、国が老朽化の著しい堤防を整備している撫養港海岸保全施設整備事業の早期完成を促進します。

(2)港湾環境の整備

豊かな生態系を育む自然環境の形成を図るため、利用者や地域住民、関係機関と連携しつつ、港湾における自然再生を促進します。

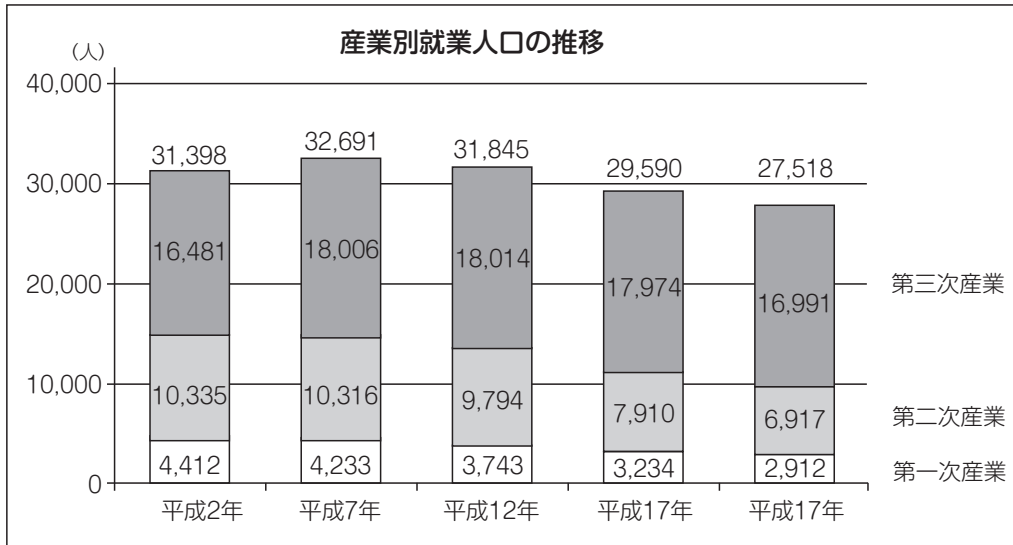
(1)産業(②雇用環境・勤労者)

02 雇用の安定と勤労者福祉の向上

～いきいきと働き、安定した生活ができるまち～

現況と課題

- 1 産業構造や雇用ニーズに対する変化が進むなか、女性の社会進出や有期雇用労働者、パートタイム労働者の増加、若年層を中心にした就労意識の変化など雇用を取り巻く環境は大きく変化しています。また、世界規模の経済情勢等により、全国における失業率が高水準にあるなど、今後も厳しい雇用情勢が続くと予想されることから、きめ細やかな雇用対策を国・県などと連携して講じる必要があります。
- 2 市民の働く場を確保するため、県内外の雇用力のある企業誘致を推進する必要があります。また、地場企業においても、従業員の継続雇用と新規採用が常時行えるよう、経営安定のための支援が重要です。
- 3 活力ある地域経済を維持するには、就労意欲のある高齢者と障がい者がともに持てる能力を発揮できる雇用環境の整備が課題であり、高齢者雇用安定法及び障害者雇用促進法の正しい認識と理解を企業に働きかける必要があります。
- 4 企業や労働者が、男女雇用機会均等法の趣旨を十分理解し、働く女性がその能力を十分に発揮し、安心して就労できる雇用環境を整備することが必要となっています。
- 5 青少年(15～34歳)人口は減少傾向にあり、厳しい経済情勢のなか、若年失業者、フリーター*等の非正規雇用の増加、ニート*や自立に困難を抱える若者の増大など、35歳未満の働く若者を取り巻く環境は大きく変化しています。このようななか、勤労青少年が、仕事と人、社会との関わりを通じ、自信と意欲を備え、継続的なキャリア形成を図り、社会の構成員として自立して、健全に成長することを促すため、勤労青少年ホームの果たす役割はますます重要になってきています。
- 6 近年、都会での生活によるストレスを癒す豊かな自然、人々のつながりが残る田舎暮らしへのあこがれなど「ふるさと回帰」が増加してします。本市出身者を含む県外在住の中高齢者等が「ふるさと鳴門」を第2の人生の場として選び、移住していただくことで、豊富な知識、技術、経験を地域社会で活かしていただくことも重要になっています。

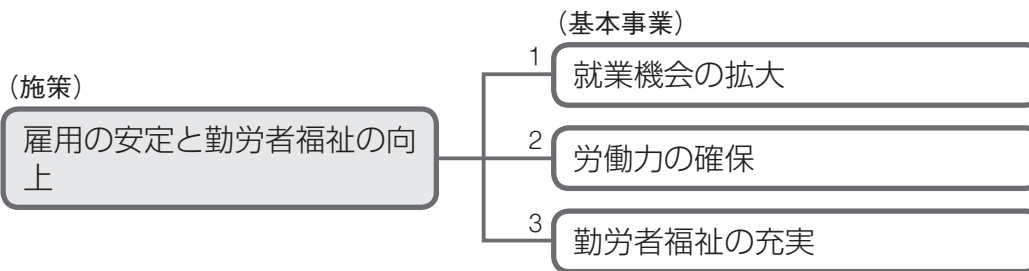


(注) 各年分類不能があり、内訳を足し合わせても総数に一致しない。(資料：総務省「国勢調査」)

基本方針

生涯働く期間の長期化や働き方の多様化が進むなか、安定的・継続的な就業の実現をめざし、市民の働く場を確保するため、地場企業の経営基盤強化と雇用力のある企業の誘致に努めます。また、本市産業を牽引する労働力を確保するため、職業能力の開発や勤労者福祉の充実など、いきいきと労働に従事できる環境づくりを支援します。さらに、女性・高齢者・障がい者などの働きやすい労働環境への改善と就業機会の拡大を図るため、国・県など関係機関との連携を強化します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 就業機会の拡大

(1) 地場産業の育成・振興

地場企業の経営基盤強化を図り、就業場所の確保に努めるとともに、従業員の資質向上や人材育成を支援します。

(2) 企業誘致の推進

県内外の優良企業を「なるとソフトノミックスパーク」などへ積極的に誘致し、市民の働く場の確保に努めます。

(3) 雇用の安定と就労条件の整備

①ハローワークと連携し、求職者に対して幅広く求人情報を提供するとともに、各種の

スキルアップセミナーや合同就職面接会等を関係機関とともに開催するなど、雇用を促進します。さらに、国が行う、求職者への生活支援制度や雇用の安定・創出に取り組む事業主への支援制度などの周知を図るとともに、県とも連携して、国の雇用対策事業を活用して、雇用機会の創出に努めます。

②関係機関と連携し、事業者に労働時間短縮やワークシェアリング*の導入を啓発するなど、就業機会の拡大を図ります。また、パートタイム労働者の雇用管理の改善に取り組み、通常の労働者と均衡のとれた待遇が確保されるよう関係機関と連携し、事業主への啓発に努めます。

(4)女性・高齢者・障がい者の雇用促進

①企業や労働者が、男女雇用機会均等法の趣旨を十分理解できるよう周知を行うとともに、働く女性とその能力を十分に発揮し、安心して就労できるよう、雇用環境の整備を事業主に働きかけます。

②高齢者の継続雇用・再就職の促進と障がい者雇用の促進に関する国の制度について、関係機関と連携し、事業主への周知と啓発を行い、高齢者・障がい者の就業機会の拡大に努めます。また、高齢者が生きがいを持って仕事に取り組めるよう、シルバー人材センターとの連携を図ります。

2 労働力の確保

(1)人材育成の促進

技術革新の進展、産業構造の変化に適応する人材を育成するため、国・県などの関係機関と連携しながら、各種のスキルアップセミナー等の研修を実施するほか、求職者及び事業主に対して、職業訓練等の活用を促し、技術や資格取得による職業能力の開発を促進します。また、求職者が、適正や職業経験などに応じて、職業選択や職業能力開発を効果的に行えるよう、関係機関と連携して支援します。

(2)若年労働者の地元定着化の促進

若年層に魅力ある職場環境づくりを事業主に働きかけるとともに、県内外の優良企業の誘致や就職者激励大会の開催などを通じて、若年労働者の就業場所を確保し、地元定着化を促進します。

(3)UJIターン*の促進

本市出身者を含む県外在住の中高齢者等の豊富な知識、技術、経験を地域社会で活かしていただくため、UJIターンによる「ふるさと鳴門」への移住を促進します。

3 勤労者福祉の充実

(1)勤労青少年ホームの充実と利用促進

指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活かした運営のもと、利用者のニーズの把握に努め、意見を取り入れながら、各種講座やクラブ活動を充実していくなど余暇活動に加えて、ボランティア活動など社会参加の場を提供し、同世代・異世代間、地域間の幅広い交流を促進します。また、社会環境や地域状況に即した相談対応に努め、地場企業等の関係機関と連携して、広報・周知に努め、利用を促進します。



(2)農林水産業(①農業)

03 農業の振興

～担い手が活躍し、ブランド力を備えたまち～

現況と課題

1 本市の農業は、温暖な気候、砂地畑や肥よくな土壤に恵まれ、特産のかんしょ・大根・れんこん・らっきょう・日本梨などを中心に、高品質で収益性の高い作物の栽培を行い、安定した経営が行われています。また、これらの作物の生産高は県全体の50%以上を占めるなど、全国的にみても優良な産地を形成し、安全・安心な農産品として京阪神地域や首都圏などの大消費地を中心に安定供給することにより、高い評価と市場占有率を得ています。

2 近年の農業情勢は、生産者の高齢化や後継者不足を要因とした担い手の減少にともなう遊休農地の増加、また、輸入農産物の増加や消費の伸び悩みにもなう販売価格への影響などの課題に加え、消費者の「食」に対するニーズの多様化や安全性への要求がこれまで以上に強まっています。このため、生産サイドでは環境への配慮や消費者ニーズへの対応を一層求められており、高度な生産・出荷管理と消費者の要求の変化に対応できる農産物供給体制の確立を図ることが急務となっています。

そこで、より安全で高品質なものを将来にわたり生産し、付加価値を高め、さらなるブランド力の向上を実現するためには、農業者や農業団体、行政が一体となり、高度な生産技術の次世代への継承と販売戦略の強化、変化する社会経済情勢に対応できる先進的経営者の育成を図っていくことが必要となっています。

3 農業用水については、都市化・混住化の進展及び生活様式の変化にともなう水質の悪化と、地下水の過剰な汲み上げにともなう地下水の塩水化、地盤沈下による排水不良など、利水環境が悪化しています。また、未整備の農道や用排水路、老朽化した取水・排水施設も多く、施設機能の維持が難しくなっており、農業生産性の向上を阻害する要因となっています。

このため、農道・かんがい排水施設などの農業基盤整備を推進することにより、土地利用の高度化を図り、生産性の高い農業経営を確立し、魅力ある農村の振興を進める必要があります。

■農家数の推移

(単位：戸)

| | 総農家数 | 自給的農家 | 専業農家 | 兼業農家 | 兼業農家 | |
|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| | | | | | [第一種] | [第二種] |
| 平成2年 | 2,185 | — | 666 | 1,519 | 409 | 1,110 |
| 平成7年 | 1,958 | 387 | 533 | 1,038 | 443 | 595 |
| 平成12年 | 1,823 | 374 | 465 | 984 | 397 | 587 |
| 平成17年 | 1,669 | 413 | 492 | 764 | 326 | 438 |
| 平成22年 | 1,551 | 422 | 528 | 601 | 252 | 349 |

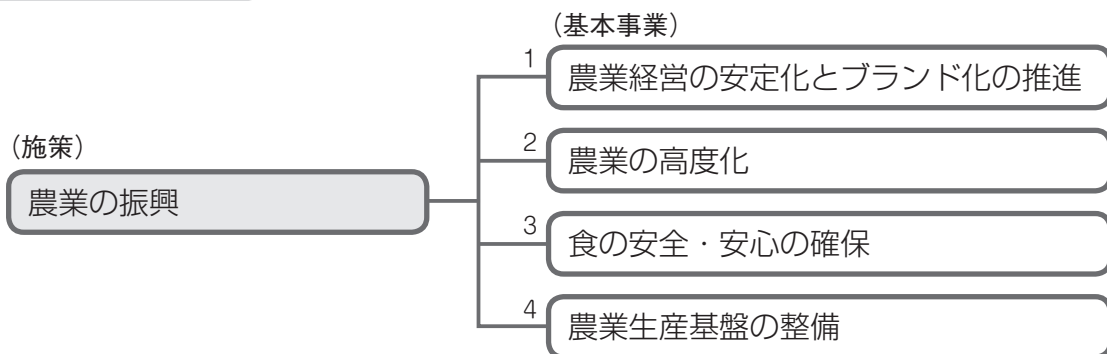
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

基本方針

地域農業における将来の多様な担い手の確保・育成と遊休農地の解消や農地の効率的利用の促進と農業の高度化に努めるとともに、持続性の高い農業生産を確立し、農業経営の安定化を図ります。

また、消費者の信頼を高めるため、農産物の鳴門ブランドを確立し、高品質で安全・安心・安定的な市場供給を行うことを基本とした農業生産・販売体制を確立します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 農業経営の安定化とブランド化の推進

(1) ブランドの確立

- ①安全・安心な農産物の安定供給と鳴門ブランドの確立やイメージアップを図るため、農協、農業関係者等と一層の連携、強化を図ります。
- ②農産物の海外輸出や販路拡大を促進するため、関係機関と連携し支援に努めます。
- ③郷土色豊かで競争力のある加工品などの研究、開発に努めるとともに、起業を支援します。

(2) 多様な担い手の確保・育成

- ①営農意欲の高い農業者に対し、優良農地の集約化や技術・経営情報の提供、営農資金の充実などを図ることにより、認定農業者など経営感覚に優れた農業経営者や農業生産法人など中核的担い手の確保・育成に努めます。
- ②新規就農希望者への支援・養成や担い手への農地などの情報の提供や情報収集、あっせんに努めます。
- ③女性や高齢者の持つ感性・知識・経験などが発揮できる活力ある農業を促進します。
- ④地域に適した作物の栽培を農業支援センター、地域農業者などと連携し推進します。
- ⑤農業後継者のパートナー対策を推進します。

(3) 優良農地の確保と活用

- ①農業振興地域の整備に関する法律・農地法・農業経営基盤の強化の促進に関する法律の適切な運用を行い、集団的な優良農地の確保に努めます。
- ②農地管理情報データベースを利用し、利用権の設定やあっせん・売買を推進し、農地利用の効率化に努めます。
- ③農地の遊休化を抑制するため、地域農業者や農業団体と調整しながら、農業生産法人や集落営農などの促進や多面的な農地の活用に努めます。
- ④農地の保全及び利用率の向上を図るため、土地基盤整備を促進します。



(4)生産資材の安定確保

砂地畑農業の維持には、連作障害対策として手入れ砂を補給する必要があるため、試験研究機関と連携しながら産地維持対策としての代替砂の研究・実証栽培試験に努めるとともに、将来にわたる手入れ砂の確保について、国・県などの関係機関に要請していきます。

(5)農業団体の再編・強化

地域農業団体の中核となる農業協同組合は、今後、さらに農業を取りまく社会・経済情勢の変化が予想されることから、より一層の事業強化、組織体制の充実を図ることが求められており、合併の促進と経営基盤の強化に努めます。

2 農業の高度化

(1)農業施設等の整備

- ①農作業の効率化を図るため、集出荷施設などの整備を推進します。
- ②農作業の軽減や低コスト化を図るため、機械化・省力化技術の導入を推進します。

(2)流通販売体制の整備

- ①需要動向に即した生産・出荷を行うため、市場情報や消費者ニーズの迅速な収集伝達機能や流通業務施設などの整備拡充を促進します。
- ②農産物の鳴門ブランドの確立やイメージアップに取り組み、高速道路網整備や高度情報化社会に対応した販売体制の強化と情報発信及び販路の拡大を支援します。
- ③農産物が市内で効率的に流通する地産地消*への取り組みを支援します。

(3)先端技術の導入

既存技術の向上とバイオテクノロジーなどの先端技術を活用して、商品性と付加価値の高い農産物の生産展開を図るため、農業研究所をはじめ各研究機関などとの連携をとりながら知識集約型農業をめざし、新しい農業技術の開発に努めます。

(4)地域資源としての活用と新しい農業経営の研究

- ①産業として魅力ある農業を展開するため、農業の持つ多面性や潜在能力と伝統・文化・観光資源などの地域資源を包括的に活用しながら、都市住民との交流促進を図り、市民農園の整備促進や観光農業など体験農業の推進に努めます。
- ②農業への理解を深めるため、農作業などを農業協同組合や学校と連携して実施することにより、体験農業としての学習機会の提供に努めます。
- ③農業の六次産業化*や農商工連携への取り組みを推進し、付加価値の拡大や新ビジネスの創出による地域農業の高度化を図ります。

3 食の安全・安心の確保

(1)環境にやさしい農業の推進

- ①農薬の適正かつ安全な使用について、関係機関・関連団体との連携を図りながら農業者への指導を行うとともに、土づくりを基本とした有機・減農薬農業を推進し、化学肥料・農薬などを減らした持続性の高い栽培技術の普及・定着を進めます。
- ②有機資源を活用した資源循環型農業を実現するため、高収益を見込める作物の導入促進と土づくりを含めた利用技術の確立を図り、高付加価値型農業・生産性の高い農業を推進します。
- ③農業用使用済みプラスチックフィルムや農業生産等において使用された農薬の容器などの農業生産資材廃棄物は、環境保全上の支障を生ずることがないように適正な処理に努めます。

4 農業生産基盤の整備

(1) 農道の整備

県道・市道との調整を図りながら、地域農業振興の基本となる幹線農道の整備を推進するとともに、輸送労力の節減や営農の効率化を図るため農道整備に努めます。

(2) 用排水施設の整備

農業用水の水質改善と安定的確保及び自然配水区域の拡大、用排水分離による耕地の汎用化と塩害防止を図るため、国営農地防災事業・地盤沈下対策事業・ほ場整備事業・国営附帯農地防災事業などを推進し、用排水施設を整備することにより優良農地の整備・確保に努めます。

(3) 農村環境の整備

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動を支援するとともに、集落道と生活排水処理施設の整備を推進します。

(4) 農地の防災保全

農地災害を未然に防止するため、排水機場・ため池等整備事業などを推進し、防災・保全施設を整備します。

また、国及び県の補助事業を活用し、施設の適正な管理体制の強化や長寿命化を図ります。



いも掘り体験



レンコン農家体験



農水産フェア



(2)農林水産業(②畜産業)

04 畜産業の振興

～安全・安心な畜産物を提供できるまち～

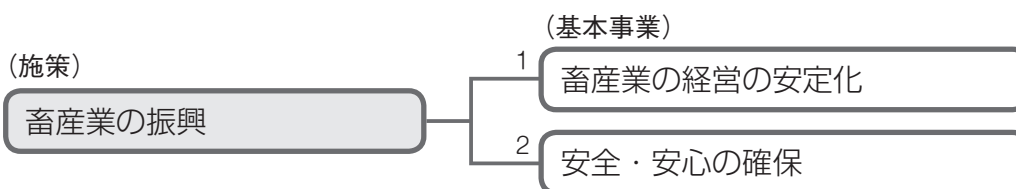
現況と課題

- 1 畜産は、国際的な競争が激しくなるなか、BSE(牛海綿状脳症)*、鳥インフルエンザの発生などに端を発し、消費者の食の安全・安心に対する関心は高まっていることから、より一層生産者の安全管理体制の強化が求められています。
- 2 効率的で生産性の高い経営を行うためには、生産コスト削減を図りながら、経営規模の拡大や飼料の自給率向上をめざすなど、経営の効率化を進める必要があります。また、家畜排せつ物などの有効利用と環境問題の解決が大きな課題となっています。

基本方針

畜産業においては、効率的で生産性の高い畜産経営を行うための知識や技術の普及を図り、消費者の求める安全で安心できる良質な畜産物の生産とトレーサビリティ・システム* (生産・加工・流通履歴管理システム)を確立するとともに、環境保全確立のための施設を整備し、家畜排せつ物の適正な処理と有効利用を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 畜産業の経営の安定化

(1)畜産農家・耕作農家の連携促進

規模の拡大や飼料自給率の向上を図り、生産性の高い畜産経営を振興するとともに、畜産農家における家畜排せつ物の適正処理と耕作農業の地力増強を図るため、畜産農家・耕作農家の連携による有機肥料の生産や土づくりを促進します。

2 安全・安心の確保

(1)生産・販売管理の強化

食の安全・安心が求められており、トレーサビリティ・システムによる畜産物の生産管理を畜産農家や流通業者等と協力しながら推進することにより、消費者にとって安全・安心な畜産物の提供に努めます。

(2)農林水産業(③林業) 05 林業の振興

～豊かな自然と共存できるまち～

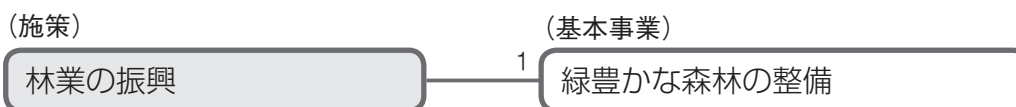
現況と課題

- 1 本市の林野面積は、7,556haであり、市総面積の約56%を占めていますが、気候及び地質など自然条件は森林の育成には適していないのが現状です。しかし、治山治水などの防災機能、水資源のかん養、生活環境の保全、地球温暖化*防止機能など、森林には公益的な機能が大きく、また、観光資源としても重要な要素であり、継続的な維持管理が必要です。

基本方針

森林は木材や林産物の生産という経済面だけでなく、災害防止や生活環境の保全、また観光資源など多様な機能を持ち、市民の生活に重要な役割を果たしていることから、自然環境に配慮しながら、森林の保全・整備に努め、有効活用を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 緑豊かな森林の整備

(1)森林資源の保護・保全と適正利用

- ①森林などについては、水資源のかん養・自然環境保全・防災などの公益的機能に配慮するとともに、快適で潤いのある住環境を創出・確保するための緑地として、機能の保全と適切な利用を図ります。
- ②松食い虫被害については、樹幹注入、伐倒等を効果的に行います。

(2)森林整備地域活動の支援

森林所有者などによる計画的かつ一体的な森林整備を推進するため、森林整備地域活動支援事業を活用し、歩道の整備等を図り、地域における活動の支援を行います。

(3)森林組合の広域合併

森林組合は、地域林業の振興と適正な森林管理を図るうえで重要な役割を果たすことが求められており、経営基盤・事業活動の強化を図るため、広域合併による組織の強化を促進します。

(4)野生生物との共存・共生

- ①有害鳥獣による農産物等への被害対策として、継続的に捕獲檻や電気柵等防護柵の設置を進め、個体数の調節を図りながら被害の抑制に努めます。
- ②侵入防止用防護柵の設置を行う営農組合に対し補助を行うなど、野生生物との棲み分け・共存を図ります。



(2)農林水産業(④水産業)

06 水産業の振興

～鳴門ブランドで飛躍するまち～

現況と課題

- 1 本市の水産業は、播磨灘・小鳴門海峡・紀伊水道という漁場環境の異なる3漁場を中心に、定置網漁業・小型底曳網漁業・一本釣り漁業・養殖漁業など多様な漁業経営が行われています。その中でも、鳴門鯛は特産品として広く全国に知られており、また、鳴門わかめも食材として全国の消費者から愛用され、本市の漁業生産額に占める割合は大きい状況にあり、付加価値を高め、一層のブランド化を図っていく必要があります。
- 2 近年、海洋汚染による漁場環境の悪化や水産資源の枯渇により漁獲高が減少しており、掃海事業による漁場機能の回復、人工魚礁や投石による漁場整備、クルマエビ・ヒラメなどの種苗放流などの対策を講じています。また、漁業従事者の高齢化や後継者が減少しており、後継者の育成が大きな課題となっています。
- 3 経営基盤の安定・強化を図るため、徳島県下の漁業協同組合による大型合併の促進が求められており、観光漁業・産直市などこれまで以上に市場開拓や販路拡大を検討し推進することが必要です。
- 4 本市の漁港は、県管理漁港の4港と市管理漁港の8港がありますが、漁港施設の多くで老朽化による機能低下が進んでいます。安全・安心な水産物供給体制づくりを推進していくために、漁港施設を機能強化し、従来に比べて効率的な補修更新を行うために、条件に合う漁港の水産基盤ストックマネジメント事業を計画する必要があります。

■漁業経営体の推移

(単位：経営体、隻)

| | | 平成15年 | 平成20年 |
|--------|---------|-------|-------|
| 漁業経営体数 | | 500 | 435 |
| 漁船隻数 | 無動力船隻数 | 18 | 8 |
| | 船外機付船隻数 | 465 | 455 |
| | 動力船隻数 | 385 | 333 |

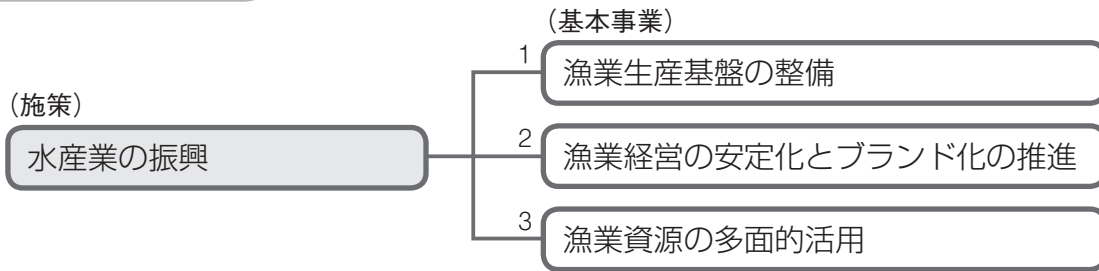
(資料：農林水産省「漁業センサス」)

基本方針

漁業資源の保護・育成を目的とした資源管理型漁業の推進と漁業経営の安定化を図るため、施策を展開します。また、水産物の鳴門ブランドの確立を図るとともに、消費者が求める新鮮で安全・安心・安定的な市場供給や販売体制づくり、後継者の確保、女性の担い手育成を促進します。

漁業資源の多面的活用と関係団体との連携・協力体制の確立に努めるとともに、漁業地域の活性化に資することを目的とした漁港の維持・補修を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 漁業生産基盤の整備

(1) 漁場の整備

- ① 掃海事業などを実施し、漁場機能の回復を図ります。
- ② 人工漁礁や投石による漁場の再生を図ります。

(2) 漁港の整備

水産基盤ストックマネジメント事業において、機能保全計画を策定し、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト*の縮減と同時に、海洋土木構造物の機能保全に対する知見が集積され、今後増大が予想される漁港施設の更新コストの縮減を図ります。

(3) 水産資源の保護管理

- ① 水産研究所・栽培漁業センターとの連携による優良種苗の増養殖と種苗放流を推進し、資源管理型漁業を促進します。
- ② 魚介類の資源状況・需要動向に応じた適正な漁獲を促進し、漁業者自らが資源の保護と管理の徹底を図るよう関係機関とともに指導を進めます。
- ③ 養殖技術のより一層の改良や、生産コストの削減と赤潮などリスクの軽減対策の整備を促進します。

(4) 試験研究機関の連携

資源管理型漁業を推進するとともに、消費者の信頼と子どもたちの漁業に対する理解と関心を高める必要があるため、試験研究機関との連携強化を図ります。

(5) 漁村環境の整備

漁村地域の生活雑排水処理の向上により海洋汚染防止を図る必要があることから、漁業集落排水施設の整備を検討します。

2 漁業経営の安定化とブランド化の推進

(1) ブランドの確立

- ① 新鮮で安全・安心な水産物の安定供給と鳴門ブランドの確立やイメージアップを図るため、漁協、漁業関係者等と一層の連携、強化を図ります。
- ② 水産物の海外輸出や販路拡大を促進するため、関係機関と連携し支援に努めます。
- ③ 郷土色豊かで競争力のある加工品などの研究開発に努めるとともに、起業を支援します。
- ④ 漁協・加工事業者等と連携し、水産物の適正な表示等を図り、消費者に対する食の安全・安心の確保に努めます。

(2) 経営近代化の促進

- ① 不安定な従来の獲る漁業から、つくり育てる漁業へのより一層の転換を促進するとともに、加工品などの特産品の研究・開発に努めます。



②省力機械の導入や共同利用施設の整備により、作業の効率化及び生産コストの削減に努めます。

③赤潮対策の情報体制を確立し、養殖漁業経営の安定化を図ります。

(3)後継者の育成

①各種生産技術や販売手法の研修を行い、高収益な漁業の担い手の育成に努めます。

②生活環境の改善を行い、女性の担い手を育成します。

(4)漁業関連団体の育成

漁業協同組合・漁業生産組合などの水産業関係団体の合併を促進することにより組織強化を図るとともに、共同化、共販率の向上を促進し、効率化と機能強化を進めます。

(5)流通販売体制の整備

①漁業生産物の鮮度保持による商品価値の向上を図るため、製氷・冷蔵・冷凍などの施設の改善・整備・拡充を促進します。

②地元に着した「産直市」などを通じて、地産地消*を推進するとともに、地域の活性化を図ります。

3 漁業資源の多面的活用

(1)観光漁業の推進

遊漁船や釣り場施設など、レクリエーションとしての場などの施設の整備促進に努めます。

(2)体験学習の支援

漁業への理解を深めるため、漁獲や種苗放流などを漁業協同組合や学校と連携して実施することにより、体験漁業としての学習機会の提供に努めます。



鳴門わかめ収穫の様子



鳴門鯛の水揚げ



(2)農林水産業(⑤公設地方卸売市場)

07 公設地方卸売市場の活性化

～新鮮で豊富な食材を届けるまち～

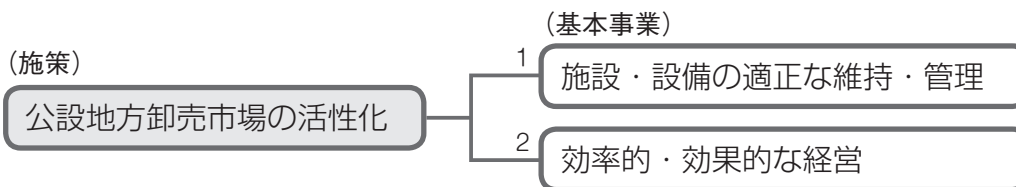
現況と課題

- 1 公設地方卸売市場は、昭和50年(1975年)5月の開設以来、日常の食生活に欠かせない青果物と水産物を取り扱い、本市や周辺地域の生鮮食料品の流通拠点として機能してきました。しかし、大型量販店の進出や流通形態の多様化など市場を取り巻く環境は大きく変化しています。市場の管理運営については、これまでも見直しを行い、活性化を図るとともに、効率的な管理運営に努めてきましたが、施設の老朽化をはじめ、市場の取扱量の減少など経営状況は依然として厳しく、市場の将来のあり方について、さらなる見直しが求められています。

基本方針

公設地方卸売市場の活性化をめざし、より効果的な管理運営を進めるとともに、施設の将来のあり方について検討を行い、見直しを進めます。

施策体系図



主要な施策の内容

- 1 施設・設備の適正な維持・管理
環境・衛生面に留意し、老朽化した施設・設備の適正な維持・管理に努めます。
- 2 効率的・効果的な経営
 - ①卸売業者や仲卸業者など市場関係者の経営状況を把握し、社会状況の変化にあわせた指導を行うことにより経営の健全化を図ります。
 - ②生産者・消費者・市場関係者間の連携を強化し、顧客ニーズの把握・分析を行い、地域需要に適合した商品の充実、情報提供及び品質管理の徹底などを図り、市場機能の向上に努めます。
 - ③消費動向と供給体制の変化をふまえ、卸売業者と仲卸業者それぞれが有効に機能するよう努めます。
 - ④市の環境行政に即応した、市場関係者の自己責任によるごみ分別と減量化を図ります。
 - ⑤公設市場の将来のあり方について、運営審議会など市場関係者をはじめ市民の意見もふまえながら、あらゆる方向から検討を行い、経営方法の見直しを進めます。



(1)観光

01 観光・交流のまちづくり

～だれもが鳴門の魅力を発信できるまち～

現況と課題

- 1 観光を取り巻く環境は、全国的に少子高齢化時代を迎え、定着人口が見込めないなかで、地域ににぎわいを創出するためには、観光を通じて交流人口の増加を促すことが重要なテーマとなっています。そのためには、市民にとっても郷土に自信と誇りをもつことができる観光・交流のまちづくりをめざしていくことが大切であり、観光関連事業者や行政だけでなく、市民がいろいろな場面で観光・交流に関わり、市民の思いや活動を観光のまちづくりに活かすことが求められているとともに、観光振興を推進できる組織や人材の育成が重要です。
- 2 本市は、全国に知られた鳴門海峡の渦潮をはじめとする美しい自然景観、四国八十八箇所第一番・二番札所や大谷焼、大塚国際美術館などの歴史・文化資源、なると金時や鳴門わかめ、鳴門鯛などの新鮮な食材など、多くの観光資源に恵まれています。また、映画撮影をきっかけとした新たな観光資源も誕生しています。
- 3 しかし、高速交通網の整備などによる交通インフラの充実により、観光客の行動範囲がますます広がりつつあり、通過型観光に拍車がかかることから、滞在型の観光振興の推進が必要です。滞在型観光を促進させるためには、豊富な地域資源を活用した体験プログラム等特色ある観光周遊コースを設定するとともに、広域近隣市町と連携した広域的な観光振興を図るために魅力ある観光周遊ルートの開発等への取り組みが必要です。
- 4 また、地域間競争が激化するなか、広域エリアからのさらなる誘客を図るため、魅力ある観光資源を活かした観光ブランド化を推進するとともに、鳴門海峡の世界遺産化や国指定文化財への登録等をめざした取り組みを図ることが必要です。
- 5 国では中国をはじめとする東アジア諸国を最重点市場と位置づけ、効果的な海外プロモーション(ビジットジャパンキャンペーン)を展開し、県でも「医療観光」「教育旅行」ツアーなどを推進するなか、徳島阿波おどり空港と中国・湖南省を結ぶ定期チャーター便が就航するなど、観光・交流の拡大に期待が寄せられています。本市においても、受け入れ態勢の整備など外国人誘客促進に向けての取り組みが求められています。
- 6 観光ニーズの多様化や個人旅行の形態が変化しているなか、本市は豊富な観光資源があるにも関わらず十分なPRができていないことから、旅行者のニーズに応じるため、情報提供を行うための手段として、インターネットや携帯電話等による情報発信の強化を図ることが課題です。
- 7 J1昇格をめざす「徳島ヴォルティス」のホームタウンとして、プロスポーツを通じた交流人口の増加を図るため、関係団体や市民と連携し地域に密着したにぎわいを創出する取り組みが必要です。

■観光入込客数の推移

(単位：千人)

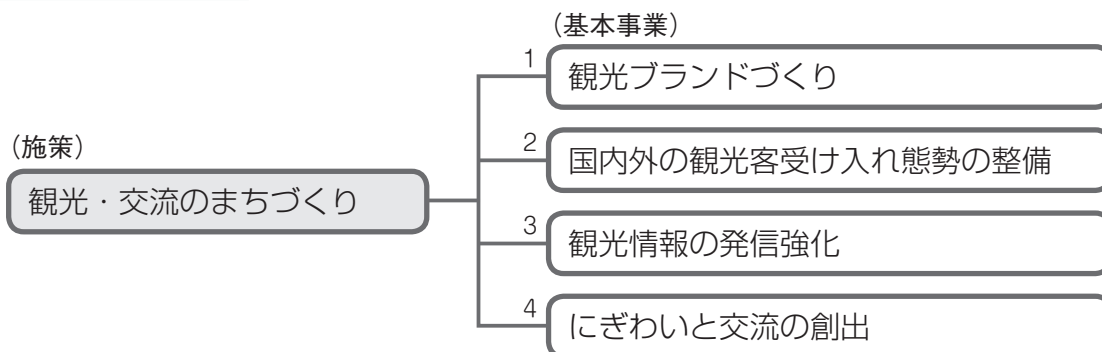
| | 鳴門市観光入込客数 | 徳島県観光入込客数 |
|-------|-----------|-----------|
| 平成18年 | 2,807 | 12,973 |
| 平成19年 | 2,188 | 13,566 |
| 平成20年 | 2,284 | 13,697 |
| 平成21年 | 2,343 | 14,198 |
| 平成22年 | 2,222 | 14,108 |

(資料：商工観光課、県観光政策課「観光調査報告書」)

基本方針

鳴門海峡をはじめとする美しい自然景観、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地、鳴門板野古墳群など悠久の歴史文化、阿波おどりに代表される伝統文化、新鮮で豊富な食材などの観光資源を観光ブランドとして推進するとともに、観光客の受け入れ態勢の整備を図ります。また、四国や瀬戸内周辺都市等との広域連携、中国やドイツとの交流を核とした訪日外国客の誘客、ロケやプロスポーツへの支援等を通して、訪れる人にとって魅力的であり、市民も自信と誇りをもつことができる観光・交流のまちづくりを推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 観光ブランドづくり

(1)新たな観光資源の活用

鳴門板野古墳群など悠久の歴史文化資源や人気漫画・アニメとの共同事業など新たな観光資源の活用に取り組み本市観光ブランド化に努めます。

(2)体験・滞在型観光への取り組み

阿波おどり、「第九」、大谷焼、農水産物の収穫など既存の体験交流の充実や「エステ・岩盤浴」などの女性向けサービス産業等を結びつけた特色のある周遊モデルルートの開発と普及を図り、観光客の滞在時間の延長や宿泊につながる体験・滞在型観光の振興に努めます。

(3)郷土の食材を活かした料理等の普及

「なると金時」、「鳴門わかめ」、「鳴門鯛」などの地元の新鮮な食材を活用した料理ならびに「鳴ちゆるうどん」等のご当地グルメの普及等を行います。

(4)ブランド力の強化

本市を代表する観光資源である渦潮などが集まる観光交流拠点である鳴門公園地域のさ



らなる活性化を図るため、新たなにぎわいづくりを検討するなど、関係団体との連携によりブランド力強化に向けた取り組みを進め、観光振興に努めます。

2 国内外の観光客受け入れ態勢の整備

(1)市民ぐるみの観光推進

旅行者の嗜好の多様化にともない、発地型から着地型へと旅行形態が変化するなか、観光客にとってガイドのニーズが高まっていることから、観光案内ができる「観光ボランティアガイド」を育成し、観光案内の要望に対応できる受け入れ態勢の整備に努めます。

(2)二次交通手段の向上

観光客がスムーズに移動できるよう、徳島阿波おどり空港、高速バス停留所、JRなど主要交通拠点と観光地、また、それぞれの観光スポット間を有機的に結ぶ移動手段の確保・改善や点在する観光資源を楽しむ手段である、レンタサイクル等による利便性が向上するために必要な施策の取り組みを推進します。

(3)外国人観光客の誘客促進

- ①中国やドイツとの交流実績を活かして外国からの観光客誘致を促進するため、観光案内板等の多言語化や地域ぐるみの受け入れ態勢の整備を図ります。
- ②阿波おどり空港と中国・湖南省との定期チャーター便の就航にともない、中国人観光客の誘客促進を図るとともに、友好都市である中国・湖南省張家界市との観光・交流の拡大に向け、関係機関と連携した取り組みを推進します。

(4)ふるーあ鳴門の機能充実

高速鳴門バス停留所及び周辺エリア(ふるーあ鳴門)における観光客の利便性向上のため、観光情報センターでの案内サービスの充実に努めます。また、本州と四国ならびに周辺地域を結ぶ高速バス交通の拠点づくりに努めます。

(5)観光協会の組織力強化

法人化される観光協会が中心となり、行政ではできない幅広い観光事業の展開を図るため、観光協会の組織力強化の支援を行います。

3 観光情報の発信強化

(1)観光情報提供の充実・強化

- ①観光パンフレットの充実や観光情報サイト「鳴門NAVI」について、さまざまな利用者の要望に対応できるよう、内容の充実や外国語での情報提供の拡充に努めます。
- ②高速バス路線や航空路線で結ばれた地域、近隣府県での大規模イベントならびに県人会など効率的かつ効果的な観光客誘致キャンペーン等も含め、あらゆるネットワークを活用した情報発信を展開します。
- ③東アジアを中心とした教育旅行や研修旅行等の受け入れ先として、県・鳴門市観光協会等と積極的なPR活動を推進します。

(2)観光客誘致共通ロゴの活用と普及

本市が地域ぐるみで観光・交流のまちづくりに取り組み、観光振興の気運を盛り上げていることを伝えるため、「鳴門へおいでよ」をイメージしたロゴやキャッチコピーの活用・普及に努めます。

4 にぎわいと交流の創出

(1)広域観光交流の推進

四国の玄関口に位置する交流拠点都市としてASAトライアングル交流圏推進協議会や瀬戸内四都市広域観光推進協議会などとの広域連携を深めるなかで広域循環型観光ルート

の開発を行い、国内外の観光客に魅力のある観光メニューを提供します。

(2)プロスポーツとの連携

プロスポーツチームによる集客力や情報発信力を活用することにより、地域のにぎわいや地域間交流が促進されることから、観客動員増を図るための広報活動支援やホームゲームイベントの共同開催など、チーム関係者ならびに市民とさらなる連携を図りながら地域を活性化します。

(3)コンベンションやロケの誘致促進

本州と四国との交通の結節点であるという地の利を活かし、会議や学会、スポーツ大会などのコンベンションを誘致します。

本市のPRと交流人口の増加につながる映画やテレビドラマなどのロケの誘致に努め、地域の活性化を図ります。

(4)市民参加型イベントの推進

鳴門の歴史・文化等を活用し、市民の人が参加しやすいイベントを開催することにより人と人が触れあうことのできる交流の場づくりを推進します。また、市内で開催されているさまざまなイベント情報を集約し情報発信・PRを推進します。



レンコン農家体験



阿波おどり



©徳島ヴォルティス



鳴ちゆるうどん



(2)国際・国内交流

02 国際・国内交流の推進

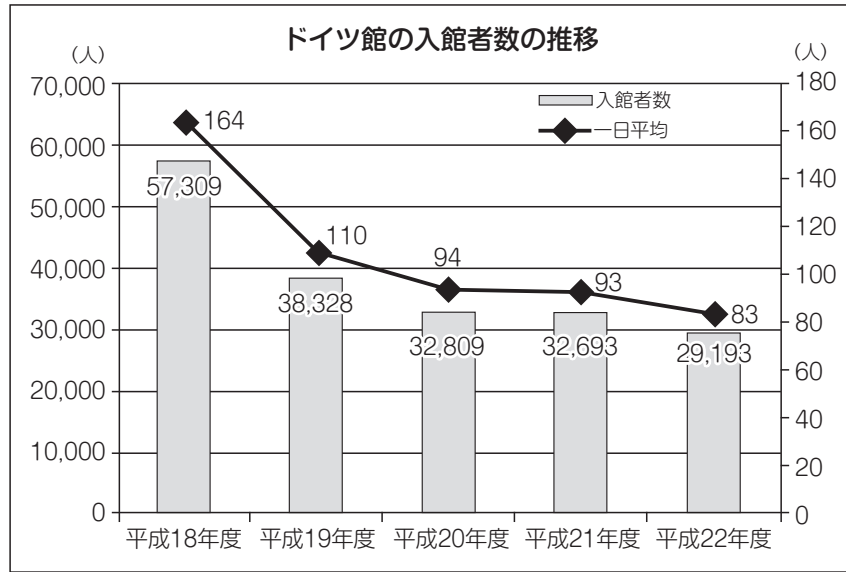
～人と文化が交流し、にぎわいあふれるまち～

現況と課題

- 1 本市の国際交流は、昭和49年(1974年)にドイツ・リューネブルク市と姉妹都市盟約を締結、親善使節団を相互に派遣するなど、活発な交流を行ってきました。また、平成11年(1999年)には、中国・山東省青島市と友好交流意向書を締結、国際都市とのネットワークが広がっています。さらに、平成23年(2011年)10月に、中国・湖南省張家界市と友好都市提携を締結するなど、今後さらに日独・日中交流をはじめとする国際交流の発展が期待されます。
- 2 国内では、昭和55年(1980年)に群馬県桐生市と親善都市の盟約を、平成11年(1999年)には福島県会津若松市と親善交流書を、平成15年(2003年)には沖縄県上野村(合併により現在は宮古島市)と親善交流意向書を締結し、市民・民間団体・行政が一体となった交流を進めてきました。今後も幅広い交流活動を推進することにより、青少年の育成や新たなまちの魅力づくりなど、地域間交流を通じて地域の活性化を図っていくことが重要です。
- 3 しかし、行政が担う交流には限界があることから、市民主体による国際・国内交流を促進し、市民と行政が連携して交流活動を発展させていく必要があります。これまで、鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会などの組織が独自の活動を展開しながら、国内外の都市と市民レベルでの交流を推進しており、市民の交流活動は徐々に広がってきています。今後は、市民・民間団体・行政がそれぞれの役割を分担し、協働しながら、地域に根ざした親善交流を推進し、その成果をいかにまちづくりにつなげていくかが課題となってきます。
- 4 ドイツ館については、ドイツ兵捕虜との交流という本市固有の史実を背景に、市内の人々の国際交流に対する意識啓発に寄与してきました。平成18年(2006年)度には、指定管理者制度を一部導入し、館の運営やイベントの企画実施などに民間のアイディアと経営手法を取り入れ、サービスの向上に努めてきました。平成24年(2012年)度からは賀川豊彦記念館との一体管理を導入することにより、さらにサービスの向上等を図ります。今後とも日独交流の中核施設として、また、観光施設としてさらに充実していく必要があります。



鳴門市ドイツ館

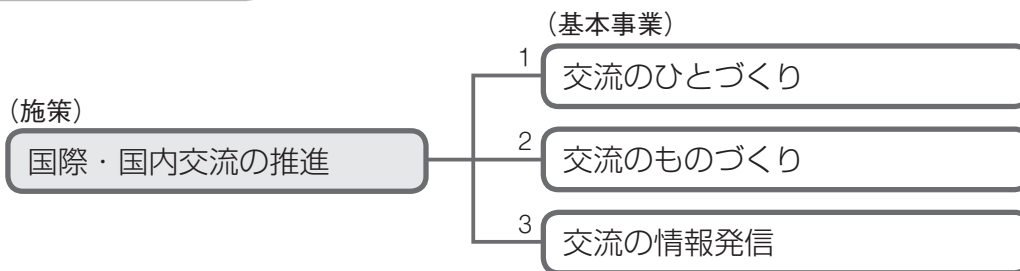


(資料：ドイツ館)

基本方針

本市の歴史と伝統に培われた文化を基盤とした地域の発展や産業の振興のため、姉妹都市や親善都市と人・もの・情報の交流を積極的に推進することにより、国際感覚や郷土愛、思いやりなど市民の心の成長に寄与するとともに、市民主導の交流によるまちづくりをめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 交流のひとづくり

(1) 市民参加・市民主導の交流事業の推進

鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会などの自発的な交流団体を支援・育成するとともに、協働による交流事業を推進し、より多くの市民が交流に参加できるよう努め、交流のさらなる発展をめざします。

また、外国語講座や外国人のための日本語講座、国際理解講座の開催などの市民が参加できる交流事業を支援することにより、市民一人ひとりが国際感覚を身につけ、心豊かな市民生活が送れるような環境づくりを進めます。

(2) ボランティアの支援

通訳、観光ガイド、ホームステイの受け入れなどの市民ボランティアを支援し、交流環境の基盤整備を進めます。



(3)教育交流の推進

友好関係にある国内外の都市にある学校同士が連携した教育交流活動を積極的に支援します。交換留学や学校訪問、インターネットを活用した授業などを通じて、外国や他地域の文化、生活の違いなどに対する理解と共感を深め、自分たちの住むまちの歴史や伝統を再認識するなど、次代を担う子どもたち、若者たちの心豊かな人間形成を図ります。

2 交流のものづくり

(1)ドイツ館の充実

- ①日独国際交流の中核施設として必要な基盤整備を進めます。さらに、ドイツ村公園や「道の駅*」などの周辺施設とあわせた一体的な観光交流拠点として展示、設備などの充実に努めます。
- ②さまざまな研究機関や団体、国際交流ネットワークと連携し、ドイツ兵捕虜に関する資料の収集や調査研究及び成果の発表に努めます。
- ③指定管理者や関係団体、ボランティアなどとの連携によるイベントの開催、広報紙や市公式ウェブサイトによる情報提供やドイツ館報「ルーエ」等の発行などにより積極的な情報発信に努めます。

(2)交流環境の整備

外国語表記の案内板の整備やガイドブックの作成など、外国人に対する居住・訪問環境を整備するとともに、市公式ウェブサイトの一部外国語表記や外国語による生活・観光情報の提供に努めます。

また、友好親善関係にある都市との交流を、経済をはじめとするさまざまな分野に結び付けていくための環境整備に努めます。

(3)文化芸術交流の推進

これまでの親善交流をさらに充実させるため、文化芸術分野での相互交流事業を推進します。「第九」演奏会はもとより、市展・文化展など本市の文化行事に対して交流都市からの出展を促す一方、他都市の文化行事への参加や芸術文化についての意見交換会の開催、相手都市に滞在しての創作活動・発表、共同制作など、より踏み込んだ交流活動を支援し、友好関係を深めるとともに新しい文化の創造をめざします。

3 交流の情報発信

(1)交流活動情報の受発信の推進

広報やマスコミ等のメディアを活用し、交流活動を国内外に発信するとともに、交流都市の情報の収集・提供に努め、市民の交流活動への参加を促進します。



リュウネブルク市親善使節団を迎えてコスモス交流

(3)文化財

03 文化財の保護と活用

～鳴門の歴史を守り、伝承する心を育てるまち～

現況と課題

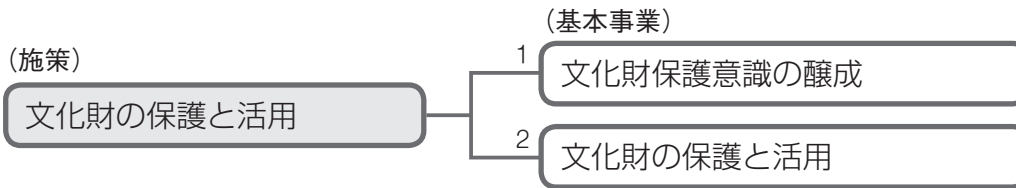
- 1 本市には、国指定文化財7件、県指定文化財15件、市指定文化財54件、国登録有形文化財23件の計99件の指定・登録文化財が所在します。この中には、江戸時代の製塩施設を今にとどめる国指定重要文化財「福永家住宅」や、前方後円墳が段階的に発展していく過程が理解できる「鳴門板野古墳群」、大正時代にドイツ兵捕虜と地域住民との間で異文化交流が活発におこなわれた「板東俘虜収容所跡」等、さまざまな時代のロマンを感じ取ることができる文化財が数多く残っています。また、最近の動きとしては、四国4県と関係市町が共同して「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けた取り組みも行われています。
- 2 文化財は長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な市民の財産であり、これらを保存整備し、次の世代に確実に継承していくことが我々の務めです。また、人間性の喪失や倫理観の欠如など、人間としてのあり方が問われている今日、文化財を保護・保存し、活用することが心のゆとりや地域の再認識につながる重要な役割を果たすものです。
- 3 地域ごとに特色ある魅力を持つ本市において、文化財にもその地域的魅力が顕著に表れています。魅力ある文化財にふれることは豊かな感性を芽生えさせるとともに、郷土を愛する意識を醸成させます。しかし、今まで以上に、市民が身近な場で文化財に接することができ、地域に根ざした個性豊かな文化財保存継承活動が行える環境を整備していくためには、文化財管理体制の充実を図ることが重要な課題となります。
- 4 埋蔵文化財に関しては、平成18年(2006年)度に作成された徳島県遺跡地図をもとに、地域開発との調和を図りながら、保存体制を強化する必要があります。

基本方針

地域で生まれ伝えられてきた文化財の保護管理と活用を進め、保護意識の高揚を図るとともに、貴重な共有財産として地域住民とともに次世代に継承することができる環境整備を進めます。国指定文化財となりうるものについては、積極的な調査により価値付けを進めるとともに申請に向けた取り組みを進めます。また、市域に残る文化財の基礎調査も継続的に実施し、県及び市指定文化財の対象となる物件の抽出を行い、順次指定していきます。



施策体系図



主要な施策の内容

1 文化財保護意識の醸成

文化財保護活用団体の育成と充実を図り、地域的特色を反映した財産としての認識を深め、愛着を持ってもらうための環境整備を進めます。また、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録については、県や関係市町と連携して推進します。

2 文化財の保護と活用

(1)文化財調査と資料収集

文化財の保護・活用を推進するため、基礎資料の収集・整備に努めるとともに、有形資料の収集も進めます。また、貴重なものについては、文化財指定を視野に入れた基礎資料の充実を図ります。

(2)文化財の保護管理と整備活用

①指定文化財の状況調査を行い、適切な保護管理に努めるとともに、地域に調和した整備・活用の方法を検討します。また、基礎調査により価値があると認められたものについては、指定文化財として保護するとともに、地域に根ざした活用方法を研究していきます。

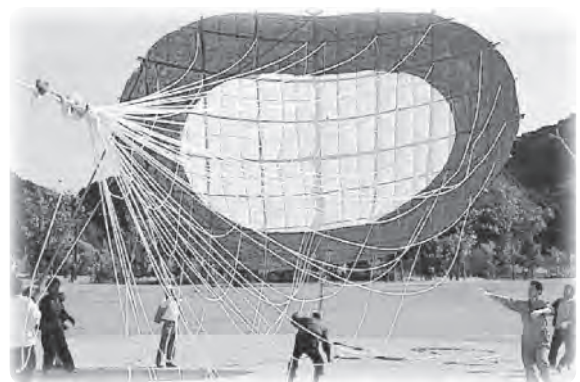
②文化財の公開・活用を図るため、公共施設等を利用した公開や県教育委員会及び文化財保護団体との連携の中での活用を図ります。今後は、文化財の性質に応じて多様な公開と活用の場の創出を図ります。

(3)埋蔵文化財の保護

地域開発との調和を図り、円滑な保護体制の充実に努めます。



国指定重要文化財「福永家住宅」公開の様子



鳴門市指定有形文化財「わんわん凧」